

平成18年12月11日（月）

○議長（上田順康君） 順番6、3番 上田良治君。

〔3番（上田良治君）登壇〕

○3番（上田良治君） 通告に従い、一般質問を行います。

今回、私の質問は4点であります。

はじめに、京奈和自動車道橋本道路についてお尋ねをいたします。京奈和自動車道は、橋本平野を南北に循環して、京都と和歌山を結ぶ延長約120kmの高規格幹線道路であり、広域的に既存の高速道路及び主要な国道と連携することで、相互のネットワークを形成し、近畿大都市圏での時間短縮を図るとともに、京都、奈良、和歌山の拠点都市の連携強化を図る役割を持っています。

また、県内の交流の促進や、国道24号の渋滞緩和、交通事故の減少、走行時間の短縮、定時性の確保など地域の活性化に寄与する役割を担っています。

京奈和自動車道は、平成18年に橋本ICから高野口IC、同年、橋本東ICから五條北ICの開通が行われ、一部の渋滞が緩和されつつあるが、橋本ICと橋本東IC間は橋梁問題により、開通のめどが立っていないのが現状であります。

この垂井高架橋は、平成14年に完成したが、翌年、コンクリート橋げたに無数のひび割れと基準以上のたわみが見つかり、国土交通省が工事の不出来を理由に、施工会社「日本高圧コンクリート」を訴え、瑕疵請求の契約に基づき、橋げた7径間連続の取り壊しと再築を求めているが、同社が、将来問題が発生した場合責任を持って対応する、対策室では橋桁内部に溶剤を入れて補強したり、ひび割れに樹脂を注入するなどして補強をする、さら

に供用開始後も監視し、10年後に専門家による安全審査を受けるということで、平成18年10月16日に補修工事が始まっているが、思った以上にダメージが大きかったのか、当初の工期は平成18年10月16日から平成19年2月28日まで、供用開始時期は平成19年4月であると、私だけではありません、市長もあちらこちらのあいさつの中で、再三言われていましたが、工事の遅れに伴う供用開始時期が非常に気になりになってきております。

市協から隅田を経過する国道24号は、当該地域の主要な幹線道路であり、大型店の進出等によって慢性的な渋滞が発生しています。地元住民のみならず、橋本市の願いである京奈和自動車道橋本道路の全面開通の時期はいつなのですか。橋本市と国土交通省近畿地方整備局との合意があればお聞かせください。

次に、狂犬病についてお尋ねいたします。厚生省は11月22日、横浜市の60代の男性がフィリピン滞在中犬にかまれ、狂犬病に感染、帰国後に発症したと発表した。また、同国で犬にかまれた京都市の60代の男性が、帰国後、国内では1970年以来となる狂犬病を発症、17日に死亡したばかりであります。

厚生労働省は狂犬病流行地域への海外来航者らに、注意喚起を強化しました。狂犬病は犬だけではなく、すべての温血動物に感染の可能性があり、発症した場合には、現在、治療法が確立されていない感染症です。

狂犬病の発生の仕方には、大きく分けて森林型と都市型の2種類がありますが、都市型狂犬病でのウイルス感染源の80から90%が犬であるということから、人への接遇の機会が一番多い犬に対して、狂犬病予防注射をすることが現実的な対応策とされています。

狂犬病を発症した犬は、ほとんどが凶暴になり、いろいろなものにかみつくようになり、さらに発症した犬の唾液には、狂犬病ウイルスが含まれているため、人間がかまれることで感染します。狂犬病を発症すると、治療法がないため、ほぼ100%死亡します。しかしながら、狂犬病予防ワクチンの接種を事前に行うことにより、万が一、狂犬病ウイルスが体内に入っても、ワクチンの接種により発症を防ぐことができます。

日本では、生後91日以上経過した犬には、毎年狂犬病の予防接種を受けさせることが義務付けられており、我が国の犬の登録件数に対する狂犬病予防注射接種率は、比較的高い数字となっているが、実際には、犬を飼っていても登録していないケースがかなりあるようです。当市の状況を以下、お聞かせください。

1、狂犬病感染予防ワクチンの接種は市内の医療機関で常備していますか。2、当市の犬の登録件数と狂犬病予防注射率はどうなっていますか。3、犬を飼っていても登録していないケースや、野良犬等の問題があり、極めて危険な状況であるが、対策を講じられているのですか。

次に、河川グラウンドについてお尋ねをいたします。紀の川は流域の水と緑のネットワークの骨格としての役割を担っており、都市部に残された貴重な自然空間であるとともに、身近で広大な空間をなしており、その空間を生かし、グラウンドなどが整備され、住民のレクリエーションの場としてだけでなく、憩いの場やいやしの場としても大きな役割を果たしています。

また、災害時の避難ルート及び消防消防活動や緊急ヘリの離発着定置として、災害復旧活動拠点としての役割を兼ねている、重要な場所であると思います。

一方、仮設トイレを見てもみますと、全体的に傷みがひどく、気持ちよく用を足せるトイレとは言えません。高齢者や障害を持たれる方、それに赤ちゃんと来ている方など、すべての市民が安心して使えるトイレの設置をするぐらいの市民サービスが必要であると思いますので、以下の質問をいたします。

1、合併により河川グラウンドが増えているが、その総数をお聞かせください。2、グラウンドの入り口は進行方向により大きく鋭角に曲がらなければならない。左右に入れるよう改善すべきではありませんか。3、男性用、女性用を区別した移動式の仮設トイレの設置が必要であるが、いかがお考えですか。

次に、食育についてお尋ねをいたします。近年、子どもたちの食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、朝食の欠食や偏った栄養摂取などのさまざまな問題が発生しております。人間の最も基礎的な欲求は、生存の欲求であるが、それが満たされたとき、安心・安全への欲求へと展開していくが、生存の欲求さえ満たされず、自殺の連鎖さえ起きている今、まさに教育は待ったなしであります。

基礎的な生存の欲求を満たすのは、当然家庭であるが、朝食さえしっかりと保障していない家庭は多い。命の大切さを教えるのもまた家庭の責任であります。また、安全・安心の欲求を主に担うのは学校であります。教室ではいじめが放置され、学級壊滅が広がる中、子どもたちは安心して勉強することさえままならず、あきらめさえ漂ってしまっているのが現状であります。

政府は、食育白書において、朝食を食べない子どもは疲れやいらいらを感じる割合が高く、逆に毎日朝食を食べる子どもほど、ペーパーテストの得点が高い傾向があると指摘しています。

食育基本法は、平成17年6月10日に成立し、

国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむための教育を推進する事を目的としてできたものであり、社会全体が食育に関心を持つことが求められており、学校教育がすべてその責にあるものではありませんが、市としては、学校教育における食育を積極的に取り入れる努力が求められています。地域の多様性と豊かな味覚や、文化の香りあふれる食を伝えることは、地域の伝統的な食を伝えたり、生産現場を見学したり、地産地消を推進したり、食と健康をあらゆる場面で伝えることが重要であると考えますので、以下の質問をいたします。

1、小・中学校においては、朝食を食べない子どもの割合は何%ですか。2、小・中学校において、家族そろって夕食をとる割合は何%ですか。3、食育については、家庭、学校の確固たる再生が必要であり、このことを抜きに教育は語れないと考えますが、いかがお考えですか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上田議員のご質問にお答えをいたします。

京奈和自動車道橋本道路の未供用区間である橋本東IC、橋本IC区間については、平成19年3月末の供用に向けて、残工事を進めていると聞いております。

一昨日でしたか、この9日の日、和歌山で、和歌山大学の観光セミナー、観光学科の設置に向けてセミナーがあって、私も行って来たんですが、ちょうどたまたま国の谷口技監も来られておりましたし、これの基調講演があったわけではありますが、後でもお会いしまし

た。そしてまた、和歌山工事事務所の大槻所長、この方も来られておりました、後で話をしたわけでありませう。

垂井高架橋につきましても、平成18年10月16日から瑕疵補修工事に着手をし、平成19年2月28日までの完成をめざし、鋭意努力中であると聞いておるわけでありませうが、そのときのお話では、今のところ、工事が順調に進んでおるといふこととございませう。そういうことから、特別な事情がない限り、4月に入って供用開始ということとを、確かにおとといの日と聞いてございませう。

当該道路は、橋本市のさらなる発展には必要不可欠であり、また、地域を結ぶ重要路線であり、今後とも国に対し、京奈和自動車道の奈良あるいは和歌山の両区間全体の早期実現、これはもう非常に大事なことでございませうので、積極的に要望をしてまいりたいと思ひませう。

とりわけ、大阪への企業誘致に向けて参つておるわけとございませうが、371号と、そして京奈和自動車道、これはやはり地域の活性化には最大の武器であるわけとございませうので、来年の2月に371号を中心とした、あるいは京奈和自動車道の奈良一和歌山区間の促進化も含めて、道路促進大会を橋本市の、体育館というところと人寄りにくいかわからんで、市民会館ぐらいかで、皆さんも全員出席をいただいて、これは新知事、あるいは国会議員、全部終結をして、一肌脱がなければならぬ、それぐらゐの気持ちでございませうので、ひとつ皆さんも早くからセットしてまいりませうから、議員の皆さんの一人ひとりの発言もお願いしたいと、ちょっとそのパネルディスカッションなんか、これらも幅広くやっていたいという構想を持っていますので、以上で答弁といたします。

○議長（上田順康君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）上田議員ご質問の橋本市河川グラウンドの総数及び男女を区別した移動式の仮設トイレの設置についてお答えをいたします。

1点目の合併による河川グラウンドの総数ですが、旧橋本市の向副緑地、神野々緑地、及び南馬場緑地と、旧高野口町の紀の川第二緑地、通称若者広場の4カ所でございます。

次に、河川グラウンドのトイレについてありますが、現状は、利用していただく市民のご協力によりまして、きれいに使用していただいております。また、管理についても、週1回の清掃を実施しております。

ご指摘の、男女を区別した仮設トイレは、南馬場緑地のみで、他の河川グラウンドについては、男女兼用で使用していただいております。設置後8年ないし、10年経過しておりますが、使用可能な状態です。利用者の立場になれば、議員おただしのおおりの、男女別のトイレが必要であると認識いたしておりますので、今後、老朽化が進み、設置がえ時に男女別で高齢者や障害を持たれている方も使用していただける仮設トイレを設置していきたいと考えております。

次に、食育についてのご質問にお答えいたします。

まず、橋本市内の小・中学校児童生徒のうち、いつも朝食を食べていない割合ですが、小・中学生とも4%です。次に、家族そろって夕食をとる割合は、小学校で20%、中学校では34%となっております。

また、食育についての考え方についてのおただしですが、次のように考えております。食は生きる力の源であり、生活の安定、心の安定に欠かせないものです。しかし、近年の食生活を取り巻く社会環境の変化等に伴い、偏った栄養摂取、肥満傾向の増大、一人で食

事をする個食等々、食に起因するさまざまな問題が指摘されております。また、夜更かし等、基本的な生活習慣の乱れが原因で集中して学習できない等、学校生活にも大きな支障を来している子どもたちにも気になるところです。教育委員会といたしましても、こうした状況を憂慮し、重く受けとめております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、食育は学校だけで推進できるものではありません。教育委員会としては、食育推進を生涯学習、子育て支援の観点から見直し、平成19年度からの重要なテーマとして、次の3点にポイントを置き、総合的に取り組んでいきたいと考えております。

まず1点目は、学校における食に関する指導の充実についてであります。家庭科や総合的な学習の時間を使って、地域の食文化に関する学習を積極的に行うなど、給食時間はもとより、教育活動全体を通して、さらに食育を推進していくことが重要であると考えております。また、栄養士を学校に派遣し、担任と協力して指導を行うなど、指導体制を工夫することで、より一層の学習効果が期待できると考えております。

2点目は、食育の市民への啓発についてであります。食育の推進及び基本的な生活習慣の育成について、保護者や地域の方々の理解を促すため、チラシやリーフレットの作成準備を進めています。現在、広報を通じて、市民の方々にスローガンを募集しているところです。でき上がり次第、全家庭に配付したり、ホームページ等を活用したりして、広く市民に周知、啓発を図っていききたいと考えております。

3点目は、教育委員会として、学校への食育支援についてであります。給食センターでは、生産者の努力や思いを直接子どもたちに感じ取ってもらいやすいように、地産地消を

念頭に、地元でとれた食材を、さらに積極的に献立に取り入れていきたいと思っております。また、ふるさとに伝わる郷土料理をメニューに加えたりして、食を通した郷土理解や、食文化の伝承を推進していきたいと考えております。また、文部科学省では食育推進策の目玉として、栄養教諭制度を創設し、動き始めております。本市においても、国の動向を視野に入れながら、食育について考えていく必要があると考えております。

以上の取り組みにより、大切な食育を子育て支援とともに推進していきたいと思っております。

今、市内各学校では、子どもたちが地域の方々の協力を得ながら、農作物の栽培を体験したり、また、苦労話や栽培方法を伺ったりと、地域と連携した教育活動を営んでおります。次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくためにも、学校、家庭、地域、教育委員会、それぞれが互いに、今まで以上に連携を深めながら、食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上田順康君）市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

○市民部長（宮岡清文君）狂犬病につきましては、今年11月に京都市内の60歳代の男性がフィリピンで犬にかまれて感染し、帰国後に発症して死亡しました。日本人の海外での感染は36年ぶりで、国内での感染例は半世紀以上ありませんでした。

しかし、狂犬病は今なお世界各地で多数発症しております。狂犬病はウイルス性の感染症で、人や犬だけではなく、すべての哺乳類に感染しますが、通常、人から人への感染はありません。人が犬にかまれて感染しても、早期に抗体ワクチンを何度か接種することにより、発症を抑えることができますが、いったん症状が現れてからでは遅く、早期の手当

が重要になります。

日本国内では、戦後、年間1,000件程度発症しましたが、昭和25年、1950年の狂犬病予防法の施行により激変いたしました。厚生労働省の発表では、飼い犬への予防注射の実施や、野良犬の捕獲が徹底された結果、日本国内では、昭和45年、1970年にネパールを旅行中犬にかまれ、帰国後発症、死亡した輸入症例を除いて、昭和32年、1957年以降の発生はありません。また、現在は同法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

本市における、平成18年11月末日現在の犬の登録頭数は4,485頭、注射済頭数は2,959頭で、接種率は66%であります。

次に、本市では、市民より徘徊している野良犬の通報があった場合には、保健所と連携し、速やかに捕獲する等の対応をいたしております。また、野良犬や野良猫の無用な繁殖を防ぐため、本市では犬猫の避妊去勢手術補助金交付制度を設け、手術費用の一部を補助いたしております。また、市広報誌により、犬や猫の飼い主の義務や責任、並びにペットの飼い方などの啓発に努めております。

狂犬病、感染予防ワクチンにつきましては、日本国内では36年以上も動物による狂犬病の発生は認められず、また、通常人からの感染もないため、本市では人を対象としたワクチンを常備している医療機関はないと思われま。ただ、主に海外渡航者を対象に、ワクチンを取り寄せて接種していただける民間医療機関を市内2カ所で確認いたしております。また、橋本市民病院でも、犬にかまれたときには、ワクチンを取り寄せて対応できる体制をとっております。不幸にして、海外などで狂犬病に感染した犬にかまれた場合は、傷口からウイルスが侵入し、10日から60日の間に症状が現れることが多く、かまれた後にワク

チンを接種しても抗体ができるまで1週間以上かかるため、渡航前の予防接種や現地医療機関での早期の診療や手当が重要になると思われま

す。

○議長（上田順康君）病院長。

○病院長（青木洋三君）ちょっとワクチンについて、私のほうから追加の発言をお許しいただきたいと思うんですけども、今、市民部長が申しましたのは、非常に理想的なものを申しまして、決して間違いではございません。正しいことでございますけれども、今の日本の現状を申しますと、それほど予防的にワクチンを打つほど、ワクチンが大量につくられているわけではないんです。このことをご理解いただきたいと思

います。現在、日本では月に約3,000本ほど製作されておりまして、これを予防的な療法で使いますと、一応500人分ということになりますね。かまれた人に実際使う場合には300人分ということになるんですけども、これは主としてどういう人たちに使われているかといいますと、一般企業で、主として東南アジアに支社を持っている場合に出向される場合、及び、自衛隊員に対して十分量あるようにつくられているわけでありまして、決してかまれる前に予防接種を打てるような十分量を生産しているわけではございませんので、そのあたりをご理解いただきたいと思

います。したがって、各医療機関に、日本を見ましても、各医療機関にこのワクチンを常備しているかということ、決してそうではございませんで、全くございません。問屋さん、あるいは販売、製薬会社に確保しているだけでございます。したがって、私たちが実際に使います場合には、問屋さんあるいは会社に言いまして、必要分だけ持ってきてもらおうと、こういう形で使わせていただいております。

す。

製作の状況あるいは在庫数がそういう現状でございますので、全く予防的に打つという方につきましては、ご遠慮いただいております。海外で犬にかまれたという方を最優先という指導が来ておりますので、その点だけご理解いただきたいと思

います。したがって、今から年末年始迎えます、海外旅行に行くので予防的に打っていただきたいという方につきましては、ご遠慮いただくということになります。実際にかまれて帰ってきたという方だけでございますので、これは誤解ないよう

にお願いいたします。

○議長（上田順康君）建設部長。

〔建設部長（坂本信良君）登壇〕

○建設部長（坂本信良君）次に、紀の川堤防より堤外地に設置されたグラウンド等の施設への坂路設置については、河川管理者である国土交通省と協議を行い、計画が決定されますが、占用協議において、工作物設置許可基準第31条第2項に適合するよう指導があります。その内容は、川表にあっては、洪水時の乱流、流水のはい上がりによる溢水等、治水上の悪影響の原因となるため、上流に向かって下る逆坂路は避けるものとあります。なお、向副52番地先に設置されている坂路については、消防用緊急自動車が紀の川に容易に進入できるよう、幅員の拡幅及び縦断勾配修正を行うため、12月定例会に補正計上させていただきます。ご理解のほど、よろしくお

願いいたします。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君、再質問ありますか。

3番 上田良治君。

○3番（上田良治君）ご答弁いただきありがとうございます。まず、京奈和自動車道なんです

交わされた合意が変更されたということもあって、あるいは休日の工事、月に3回ほどやらせてくれとか、そういった変更等がありまして、供用開始の時期がずれ込むんじゃないかという心配をしていましたので、質問させていただきましてなんですが、市長より確かな答弁をいただきました。そう言っていただきましたので、橋本区間というのが来年の4月には全線開通できるという見込みを大いに期待して、また経済効果も期待したいと、かように思うところであります。

ただ、今後やはり地元区との、近隣の方との騒音等の問題というものが、絶えずこれから抱えていく状況下にあると思いますので、そういったこともきっちりご説明をいただきまして、より安心のできる自動車道の推進を、国や県と市が一体となって、今後とも推し進めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、この件につきましてはこれで終わらせていただきます。

次の、狂犬病についてということで、今いろいろとご説明を伺ったんですが、この予防ワクチンというのは、今、海外に行かれる方が非常に橋本市内の方においても増えてきておるといことで、年間3万5,000人から5万人の方がこの狂犬病で世界で亡くなっておるといことなんですね。

それと、ワクチンなんですが、市内に市民病院かねてあと1カ所、配備されている、ワクチン常備させていただいておるといことなんですが……。

してないのかな。さっき……、ないんやな。ないんですね。ないということで、東南アジアに行かれる方、あるいは自衛隊の方、そういった危機を持たれて常備しておるといことなんですが、今回フィリピンでかまれて死亡した方は民間人の方なんですね。

それで、そういった方がもしか橋本市民の

方が海外、今度フィリピンとか危険な地域に行きたい。それで予防ワクチンを接種していきたいとそういった希望があった場合に、これは市民病院では受け入れてくれないんですね。できないんですね。もうその専用の、置いてあるところへ行かなあかんと。

それもないんやね。かまれて打ってくれへんと。かまれて、潜伏期間内に打たんと死んでしまうということで、まあ、ほな、死ななしゃあないと。早く言うたら。そないなってくるわな、これ。予防ワクチン打って海外行きたいと希望される方は、入れてくれることもできへん。これちょっと答弁お願いします。

○議長（上田順康君） 病院長。

○病院長（青木洋三君） ですから、単なる観光目的で行って、東南アジアに行きたいと。したがって予防注射打ってくださいという方につきましては、できません。一般企業から派遣される場合には、企業のほうでそれは手配されるはずですから、私どもには一応、個人的にはいらっしゃらないはずなんです。そういうふうに私、認識しております。

○議長（上田順康君） 3番 上田良治君。

○3番（上田良治君） わかりました。

2番に移ります。

当市の犬の登録件数と狂犬病予防注射率はどうなっておるかということなんですが、今、4,485頭ですか、それで予防注射率が66%とお答えいただいたんですが、これ、今日本の国内の犬の登録件数といいますと、平成14年のデータでは600万頭がいてるんですね。それで、この中で予防接種を打たれている確率が76%なんですね。それで、比較的76%ということで、これは本市よりも全国が高いんですが、実際に犬を飼っておられるんですが、登録をしていない犬というのがかなり多くあると予測されておって、現実の犬の国内飼育頭数と

というのが、約1,000万頭以上あるんですよ。1,000万頭あるんですが、実際、狂犬病予防注射を受けておる方が50%なんです。半分、2分の1。そういったことで、犬を飼っても登録していない方がいっぱい本市もおるんじゃないかと、そう思うんですね。それで、去勢とかそんないろいろな対策をとっていただいておりますが、そういった方、犬を飼っておっても登録せんと予防注射もしておられない、そういった飼い主の方がおられるので、今後は社会人としての責任というものを、もっと自覚していただかなければいけないんじゃないかなと私は思います。

それで、3番、同じように言わせていただきますけども、この人間の命と安全を守るというために、狂犬病予防法というのが法律で定められておるんですが、これは、平成12年から市町村の管轄になったんでしょう。それで、狂犬病が発生してから対応してたんじゃ、通常処置としての犬の登録というのを、どれだけの犬がこの地域で飼われておるのかというのを、常に把握しておかならんと思うんですよ。どれだけ地域で飼われておるのかという、その把握もちゃんとしていく、そういった危機管理を今度持つていただけないと、非常に今後危険なことに、問題が起こってからじゃ遅いんじゃないかと、かように思うんですが、そういった危機管理に向けて、何か対策等とられておるんですか。

○議長（上田順康君）この際、3番 上田良治君の再質問に対する答弁を保留して、4時5分まで休憩いたします。

（午後3時51分 休憩）

（午後4時5分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

3番 上田良治君の再質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）野良犬の狂犬病等の危機管理でございますけども、議員おただしのおり、平成12年に県のほうから権限移譲ということで、犬の登録、それから予防接種率ということで、その事務が市のほうに移管になっております。市といたしましても、犬の登録者に狂犬病の予防の注射と、集団注射とそれと登録について、毎年4月に1カ月の日程で期間を設けまして、市内の66カ所の場所で獣医師とともに予防注射を実施しております。予防注射の接種率の向上に努めておるのが現状でございます。

それから、この11月の広報ですけども、この広報につきましても、このときの広報でも、あなたのペットについて近所に迷惑をかけておりませんか、こういった内容の放し飼いか登録のことについて広報をいたしております。それから、各地区から犬の苦情等が出ました場合に、地元のそういう関係で回覧を回しまして、犬の苦情が増えておりますということで、そのときにも放し飼い、あるいはまた登録、予防接種等の広報を行っております。

確かに、野良犬等、狂犬病が発生いたしますと安全のためというんですか、広報が最も一応大事ではないかと、このように思っております。今後も市の広報はもちろんですけども、特に獣医師さんのほうからも広報というんですか、啓発に努めていただけたらもっと説得力があるのではないかなということで、今後、獣医師会とも十分協議しながら、啓発に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君。



○3番（上田良治君）今後ともやっぱり保健所と対応しながら、野良犬等の駆除、そういった形で、今後は野良犬の地域の把握、地域でどれぐらい飼われておるのかというような把握も今後していただきたいと、かように思います。

それと、毎年予防接種を義務付けておるんですが、アメリカでは3年に1回でよい予防のワクチンというものがあるんですね。3年間有効なワクチンがあるということで、日本は年に1回ワクチン接種をせないかんのですが、それと、アメリカは猫に対しても予防接種を義務付けておるんですが、こういったことについて、日本、わからんと思うんですが、これ、病院のほう、わかるのかな。3年に有効な接種が……あ、そうですか。わかっている範囲で結構です。3年間というの、ないんですか。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）私、ちょっと勉強不足であれなんですけども、3年に1回というのはちょっと初めて聞いたんですけども、広報では一応、1年に1回予防注射を受けないと免疫力が落ちてしまいます。多くの犬に免疫があれば、万が一、海外から狂犬病が侵入しても、まん延を防ぐことができると、こういうことで、日本の場合は多分年に1回予防注射を受けるというスタンスでおると思います。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君。

○3番（上田良治君）それと、これを最後にお伺いをしたいんですが、橋本市では人間に対しては、健康カレンダーというのを作成されておりますね。これ、犬に対しては健康カレンダーはないんですけど、犬の健康カレンダーというのが何で大事かというたら、やっぱり予防接種をしていただける動物病院の場所とか、そういった名前を上げて、どんどんど

んどん予防接種を推進するという意味合いでも、犬に対する健康カレンダーを今後取り入れていただきたい。これは要望で結構です。ぜひとも、こういったこともお願い申し上げます。

それと、次の、河川グラウンドについてなんですが、お答えをいただきまして、合併後4カ所、河川グラウンドが増えておるわけなんですが、神野々緑地についてなんですが、これは都市公園として機能されておるんですが、今後、備品等の購入については、仮設トイレとか入れる場合には、市単の歳出になるんですか。ちょっと、ここらお聞かせください。

○議長（上田順康君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）下水関係につきましては、公共下水に接続してございます。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君。

○3番（上田良治君）これ、下、備品、神野々緑地なんですね。これ、都市公園として指定されておりますでしょう。今後、備品等については市単で。補助金は。市単ですね。

○建設部長（坂本信良君）備品等につきましては、補助金はございませんので、単独という形になろうかと思えます。

○建設部長（坂本信良君）3番 上田良治君。

○3番（上田良治君）わかりました。

それと、2番に移ります。2番の項目なんですが、これは建設部長からもご答弁いただきまして、今議会において予算化されておるということで、非常に結構なことだと思います。それで、私、左右に下りれたら一番ええと思ったんですけども、効率的に。それが上流に向かっては下りれない、規定、条例みたいなあるということで、非常に残念なんですけど、ご説明をいただきまして、よく理解をいたしました。

それと、3番目の男女を区別した移動式の

仮設トイレということで、朝からも平木議員の質問あったでしょう。障害者の自立、家から一歩でも外へ出て行って、何か集まりがあれば参加できる、そういった体制をとる、そういったことがこの河川グラウンドにおいても、非常に機能されておるということで、河川グラウンドというのはやっぱりレクリエーション、また、防犯、環境保全、景観が求められておるんですが、そういった機能を重点化を図るという意味合いからも、やはり障害を持たれた方とか、また、知的障害もそうですよ、子どもから大人まで、河川グラウンド、安心してみんなが健康意識を高めていただくためにも、やっぱり福祉、弱者の方にも利用できるトイレというのが今後必要だと思うので、財政的なこともあるんですが、私、五條の大川橋の下の仮設トイレ、1回見てくれと言うたんやけどね。あそこも立派な仮設トイレになっているし、防犯兼ねて回転灯もつくようになってるんよ。そういったことで、今後は検討を、買いかえのときは、ぜひともそういった福祉に優しいトイレ、そういったものを取り入れていただきたい、これをお願いします。どうですか、約束していただけますか。

○議長（上田順康君）答弁要りますか。

○3番（上田良治君）お願いします。

○議長（上田順康君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）さっきの、教育長のほうからご答弁申し上げましたとおり、今度、設置がえをするときには検討をぜひ、市当局とも協議の上、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）3番 上田良治君。

○3番（上田良治君）ありがとうございます。小・中学校において、朝食を食べない子どもの割合、それと2項目の夕食をとらないということなのでお尋ねしたところ、4%ですか、

朝食。夕食は小学校20%、中学校34%、それぞれお答えをいただいたわけなんですけど、今、児童生徒というのと、親子との接点が、非常に親子の絆がかけ離れておるといふんかな、そういったことで、政府といたしましても、2010年度までの目標として、朝食を食べない児童の割合をゼロにする、こういった目標を立てて、30%を超えている朝食を食べない二十歳の男性を15%まで低下させるということ政府も挙げております。

当市においては、今後0%に近づく環境であるのか、また子どもたちを取り巻く情勢はますます厳しいものになっておるといふことで、保護者の生活の、不況とか失業、またそういったもので、今精一杯の生活をされておるといふ状況下にあるといふことで、小学生においても高学年になるほど、やっぱり朝食をほとんど食べないとか、食べないことがあるという回答をされておる方が、高学年になるほど、やはり割合が高いんですね。それと、中学生はさらにこの数字が高くなっておるといふことで、外食を外でとるといふ生活のパターンが増えてきておるといふこともあるんですが、毎日朝食をとる割合も低下しておるといふのが現状であると思ふんです。これが、人間としての生きる力の原点を忘れてるんじゃないかなど。新人類の食生活による成人病も増えてきておるといふことで、いろいろと教育長もおただしいたしまして、栄養教諭ですか、そういった採用も今後していただけるようなことであるといふことで、非常にありがたく思っております。

それと、地産地消の取り組みについても、お話があったと思ふんです。そういったことで、今後は学校給食においても、地場産物デーというものを季節ごとに実施していただいて、郷土料理をふんだんに取り入れた、バランスのよい給食の提供を今後していただきたい

い。地場産物デーというのをひとつ取り入れていただいて、季節ごとに1回、栄養の偏らない、バランスのとれた給食の提供を今後はしていただきたいと思うんですが、そういった、これまで実施していただいたいろいろな取り組みを、今後とも充実していただいて、よろしくお願ひしたいと。これも要望で結構です。お願いします。

それと、食育基本法の制定により、教育推進基本計画に沿った食育の推進に今後図っていただけるということで、特に食育においても、基本的な場である家庭での食を通じた健康管理や理想的な食生活習慣の実践、食事マナーなどに関するしつけ等について、これは学校、家庭が連携をして今後取り組んでいかなければならない大切なことであると思いますので、ひとつ福祉部長なり、市長なりに、最後にこのことを答弁をいただきまして、質問を終わりたいと思います。

これはやっぱり学校と家庭が連携して取り組んでいかなあかんことであると思います。

○議長（上田順康君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）上田議員の今の発言の中で、1点ご理解をしていただきたい点があります。教育長が先ほどご答弁の中で、文部科学省が栄養教諭制度を創設して、動き始めているというふうにお答え申し上げましたので、橋本市の教育委員会として、その栄養教諭を配置するということまで、まだ至っておりませんので、その点、ご理解を願ひたいと思います。

○議長（上田順康君）教育長。

○教育長（森本國昭君）教育委員会といたしましても、やはり市長いつも言われておる、住みたいまち、住んでみたいまちと、これは教育面でもそういう橋本市でないといけなと、そういうふうにもいつも教育委員会の職員が全員が思っております。

それで、教育改革プランを立ち上げまして、いろいろプロジェクトチームを組ませていただいて、そのうちの一つに、子育て支援というプロジェクトチームを組んで、その中の基本的な生活習慣の中に、先ほど中本議員から言われていました、いろいろ子育て支援とか、食育、排泄、健康、睡眠、礼儀、そういう子育てとかいろいろなことについて取り組んでおります。そういった点で、学校だけではうまくいきませんので、そういう地域の方々のご協力を得ながら、積極的に進めていきたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）昔から「早寝、早起き、朝ご飯」という言葉がありますけれども、子どもが健全な食生活を身につけることは、非常に意義が大きいところでございます。子どものころの生活習慣は、成人後の生活習慣に影響を与えます。中高年になってからの健康状態にもかかわってくることでございます。子どもの成長を助ける家庭の役割は非常に大きいわけですが、健康福祉部といたしましては、この保護者の役割、あるいは行政や地域、学校といった関係者の連携支援がますます重要になってくるところでございますけれども、とりあえず、保育所等につきましては、既に給食では食育に取り組んでいるところでございます。ただ、朝食とか夕食につきましては、家庭での役割が非常に大きいので、保護者に対して啓発に努めます。

また、健康課では高齢者対象に、病態別の病気予防の観点から料理教室を行って、非常にたくさんの方が参加されております。この方たちについては、家庭に帰ればおじいちゃん、おばあちゃんになるわけですが、家庭での食育につきましても、大切さについて啓発してまいりたいと考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（上田順康君） これをもって3番 上  
田良治君の一般質問は終わりました。